

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	43	担当課	建築住宅課
法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律	根拠条項	第68条第3項	許認可等の内容	認可事業の地位の承継に関する承認
(地位の承継)					
第六十八条					
3 認可事業者から認可住宅の敷地の所有権その他当該認可住宅の整備及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該認可事業者が有していた事業認可に基づく地位を承継することができる。					